

平成17年3月29日

第17回広島市都市計画審議会 議 事 録

事 務 局

都市計画局計画調整課

第17回広島市都市計画審議会議事録

1 開催日時 平成17年3月29日 午後2時00分

2 開催場所 広島市議会棟4階 全員協議会室

3 出席委員等

(1) 出席者

ア 学識経験者 石川伯廣 高井広行 山田知子 地井昭夫 太田いく子
大原勝美 濱本隆之

イ 市議会議員 下向井 敏 谷川正徳 土井哲男 柳坪 進 山田春男

ウ 関係行政機関の職員 中国地方整備局長代理 広域計画課長 長谷川幹夫

エ 県の職員 広島県警察本部交通部長代理 交通規制課 課長補佐 猪森正一

オ 市民委員 田口 豊 茶谷 香 古川 隆

以上 17名

(2) 欠席者

ア 学識経験者 福田 督

イ 市議会議員 兼枳栄二 都志見信夫

(3) 傍聴人

一般 38名
報道関係 2名

4 閉 会 午後4時10分

第17回広島市都市計画審議会

平成17年3月29日（火）

○事務局（都市計画担当部長） 定刻となりましたので、ただ今から、第17回広島市都市計画審議会を開催いたします。委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。私は、都市計画担当部長の山本でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります前に、本審議会の委員二人の方の異動がございましたので、御報告申し上げます。お手元の配布資料、配席表の次のページでございますが、資料2といたしまして「広島市都市計画審議会委員名簿」をお配りしておりますので、参考にしていただければと思います。

まず、学識経験者の方で、学識経験者の欄の一番下の欄でございますが、これまで広島市漁業協同組合の村岡健二様に就任していただいておりますが、村岡様の後任として広島市漁業協同組合代表理事組合長の濱本隆之様に就任いただいております。

また、同じく学識経験者の方で、同じくその欄の下から二段目になりますけれども、これまで広島商工会議所の白井隆康様に就任していただいておりますが、白井様の後任として広島商工会議所副会頭の福田督様に就任いただいております。なお、本日は都合により御欠席でございます。

次に、本日の議題についてでございますが、先に開催通知でお知らせしておりますとおり、8つの議案がございます。

まず、第1号議案としまして「下水道の変更」でございます。

次に、第2号議案から第4号議案まで段原地区に関する案件でございますが、第2号議案が「用途地域の変更」、第3号議案が「準防火地域の変更」、第4号議案は「地区計画の変更」でございます。

第5号議案及び第6号議案は、「地区計画」に係わる案件でございますが、第5号議案は「南原地区地区計画の決定」、第6号議案は「西風新都梶毛東地区地区計画の変更」でございます。これらの6つの議案は、いずれも広島市決定に係わる案件でございます。

次に、第7号議案及び第8号議案は、「建築基準法第51条ただし書き」に基づく建築許可に係わる廃棄物処理施設の敷地の位置についてでございます。これは特定行政庁が建築許可をしようとする場合には、「都市計画審議会の議を経る」こととなっておりますことか

ら、お諮りするものでございます。

このうち第7号議案の「廃ポリ塩化ビフェニル分解施設」につきましては、前回、御審議いただき継続審議となっておりますものを、再度御審議いただくものでございます。前回、事務局の準備不足もありまして審議が保留となり、誠に申し訳ございませんでした。御意見のありました資料などを整理いたしまして、資料4の1から資料4の5としてお手元に配布させていただいております。この資料につきましては、事前に送付させていただいておりますが、資料の内容が分かりやすくなるよう一部手を加えさせていただいております。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

なお、本日、市議会の議員の柳坪委員さんと、同じく山田委員さんは少し遅れて来られるとの連絡がございました。御報告をさせていただきます。

それでは、石川会長さん、よろしくお願いいたします。

○会長 本日は、御多忙の中、委員の皆様には御出席を賜りまして、ありがとうございます。

さて、本日御出席いただいております委員の方は、20名中15名でございます。定足数に達しておりますので、本日の審議会は成立いたしております。

次に、本日の議事録の署名をお願いする方を御指名いたしたいと思います。本日の署名は、大原委員さんと下向井委員さんをお願いいたします。

なお、本日、傍聴人の方がお出ででございますので、あらかじめ遵守事項について御説明いたしておきます。

- ・審議内容について、拍手等をしないでいただきたい。
- ・騒ぎ立てないでいただきたい。
- ・みだりに席を離れないでいただきたい。
- ・会場内では、携帯電話等を使用しないでいただきたい。なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただきたいと存じます。
- ・その他、会場の秩序を乱したり、審議の妨害となる行為はしないようお願いいたします。なお、このような行為がなされた場合には、退場を命ずることがございます。

それでは、審議に入ります。第1号議案につきまして、事務局の説明を求めます。

○事務局（都市計画担当課長） それでは、第1号議案「広島公共下水道」を御説明させていただきます。私は、都市計画担当課長の高井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、第１号議案「広島公共下水道の変更」について御説明いたします。議案書は３ページから１１ページまででございますが、前面のスライドにより説明させていただきます。

本件は、広島市決定に係る案件であります。

変更内容の説明に入ります前に、公共下水道の概要について簡単に、御説明させていただきます。

広島市公共下水道は、本市の主として市街地における下水を、排除または処理するための市が管理する下水道であり、昭和２７年３月に当初の計画決定をして以来、生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除など図るため整備を進めております。

お示ししている図は、現在までに都市計画決定しております下水道の内容をまとめたものでございます。図の黄色で表示しております区域が、汚水及び雨水の排水区域でありまして約 15,191 ヘクタール、青い線で表示しておりますのが幹線管渠でありまして、これは排水区域 1,000 ヘクタール以上を受け持つものですが、約 4.7km でございます。その他の施設として、処理場が 5 箇所、ポンプ場が 63 箇所、雨水滞水池が 1 箇所、雨水調整池が 1 箇所となっております。

また、この他に広島県が管理する太田川流域下水道があり、赤い線で表示しております幹線管渠と、東部浄化センターが広島県において都市計画決定されております。本市の平成 15 年度末における下水道の普及率は約 92% に達しており、今後は未整備地区の解消に努めるとともに、浸水対策の事業を推進していくこととしております。

それでは、今回の変更内容について、具体的に説明いたします。変更内容は、宇品・旭町地区における浸水対策施設として、新宇品ポンプ場を追加するものです。ポンプ場の位置は図に示しますように、南区宇品海岸三丁目です。

まず、広島市の浸水対策事業の概要について御説明いたします。

浸水対策の対象の区域は、図のとおりデルタ部の中心市街地であります。早い時期に下水道が整備された本市のデルタ地区では、現行下水道施設の雨水排除能力が大幅に不足しており、写真のように浸水被害が各地で発生しております。これがデルタ地区における浸水発生状況です。図のピンク色の箇所が昭和 60 年以降の浸水箇所です。図のとおり、市の中心部において広範囲に浸水が発生しているため、本市ではデルタ内の三篠・観音地区、江波地区、吉島地区、千田地区、宇品・旭町地区、京橋地区、大州地区の下水道施設の雨水排除能力を 10 年確率降雨、つまり 10 年に 1 回程度の大雨にも安全なレベルまで向上

させる計画としております。

これまでのところ浸水による影響の最も大きい中区千田地区において、平成2年度に新ポンプ場を都市計画決定し、また、浸水による影響が中区千田地区に次いで大きい中区江波地区においても、平成13年度に新ポンプ場を都市計画決定し、浸水対策施設の整備を進めているところでございます。

次に、被害の大きい宇品・旭町地区や三篠・観音地区の整備を急ぐ必要があります。三篠・観音地区などでは、これまでに小規模なポンプをマンホールに設置して暫定的な対策を行っておりますが、宇品・旭町地区においては、本市では地盤が一番低い地区であるなど、地形的な要因や浸水発生区域から排水先が遠いことなどから、小規模なポンプによる暫定対策が困難でした。このため、今回残る他の地区に先がけまして、南区宇品・旭町地区約580ヘクタールの浸水対策を進めるため、抜本的な浸水対策事業に着手することとし、新宇品ポンプ場の追加を行うものです。

それでは、浸水が多発している要因について御説明いたします。

1つ目の要因は、都市化の進行によりアスファルト舗装の普及や建築活動に伴う屋根部分の増加など、雨水が浸透しにくい土地利用が大幅に増えたことによるものです。対象地区に降った雨のうち、下水管に流れ込む水量の割合のことを「流出係数」と呼んでいます。現在の流出係数は、現況調査の結果では昭和27年当初計画時の0.6から0.75へと約1.3倍に増えています。これが浸水多発の要因の一つです。

2つ目の要因は、古い下水道は当時全国的に採用していた「実験式」という計画雨水量の算定式を用いて設計していたことです。この「実験式」は、スイスでの雨水量の観測結果から導き出された経験式であり、山岳部が多い地形などが似ていることから、我が国においても古くから採用されておりました。しかしながら、戦後の急激な都市化の進行により人工的な排水路が多く整備されるなど、我が国の地形の状況が「実験式」における想定とは大きく異なってくるようになり、計画時の降雨強度より小さな雨の場合でも浸水が発生するようになっております。

このため、昭和47年に下水道に関する国の設計指針が見直され、これ以降、「合理式」と呼ばれる理論式により計画雨水量を算定することになりました。新しい「合理式」に用いた算定は実測値とも上手く適合するため、本市でも昭和48年以降に整備に取りかかった地区においては、この「合理式」を採用しております。

なお、計画雨水量を比較しますと、新しい「合理式」の場合のほうが2倍から4倍程度

大きくなっております。

このような要因によりデルタ内では、下水管及びポンプ場の排水能力が不足し、浸水被害が多発しているものと考えられます。

こうしたことから浸水対策の考え方としては、流出係数を修正するとともに、計画雨水量算定式として「合理式」を採用し、10年確率降雨、これは1時間の降雨量が約53mmの降雨に相当しますが、これに対応できる施設整備を行うこととしております。

それでは、今回の計画の概要について御説明いたします。

現在、宇品・旭町地区の雨水は、主要地方道翠町仁保線以北については旭町ポンプ場に、また、それより南の宇品地区については宇品ポンプ場に送られ、広島湾に放流されています。

お示ししている図は、浸水対策システムの概要を表したのですが、今回の計画では、既設の下水管渠及びポンプ場は、将来もそのまま利用し、その上で既設の下水幹線の能力を上回る、すなわち現況であふれてしまう水を分水人孔と呼ばれるマンホール経由で、新たに設置する増補幹線と呼ばれる管に流入させます。右側の断面で見ていただくと、分水人孔から接続人孔を経由し、このような水の流れで増補管に流入いたします。

浸水対策の平面図を御覧ください。増補管ルートは、道路幅員の広い都市計画道路中広宇品線及び霞庚午線に集水するルートを選定しております。既設幹線はこのように布設されておりまして、これに分水人孔も受け、新設する増補幹線に流入させ、最終的に新設する新宇品ポンプ場でくみ上げ、広島湾に放流いたします。

なお、都市計画決定の対象施設として計画書に記載する下水管としては、受け持つ排水区域は1,000ヘクタール以上の管渠が対象となるため、増補管は都市計画決定の対象施設には含まれておりません。よって、今回、都市計画施設として計画書に追加するのは、新宇品ポンプ場のみとなります。

新宇品ポンプ場の計画位置につきましては、広島南道路の高架部の側道に面し、マツダ株式会社宇品工場にはさまれた宇品海岸三丁目の財務局用地が適切であると判断し、図の区域を選定いたしました。

その理由は、まず、計画区域の南端で、放流先である広島湾に近い位置とするのが効率的であること、新設ポンプ場整備に必要なまとまった用地を確保できること、また、新設ポンプ場への流入増補管の施工性を考慮し、幅員の広い道路に面していることなどでございます。

新設ポンプ場の位置は写真で御覧いただきますと、広島南道路の北側で赤枠で囲んだ場所になります。この場所の用途地域は工業地域となっており、周辺に民家はありません。また、この場所は、現在未利用地となっており、敷地内に移転の伴う地上物件はございません。

次に、施設規模の決定にあたっての考え方について御説明いたします。

施設の区域は、ポンプ場構造物の区域に維持管理用の通路及び周辺環境対策として緑地帯を加えた約 4,950 m²の区域としております。

ポンプ場の断面図をお示ししています。深さ約 3.5m と計画しています。ポンプ場構造物の大きさとしましては、合計で 1 秒間に 6 m³の排水能力を備えたポンプを設置できる規模を計画しております。10 年確率降雨に流入してくる雨水に対し、このポンプ排水能力と新設する増補幹線の貯留能力約 96,000 m³の両方で対応することとしております。

放流渠の位置は次の図のとおりで、青い線で示している位置に管を布設し、既設の宇品ポンプ場吐口付近から広島湾に放流します。

最後に、宇品・旭町地区の浸水対策事業の整備スケジュールでございますが、平成 17 年度から広島南道路に埋設する増補管の工事に着手しまして、完成しだい貯留管として利用し、特に浸水の頻発している宇品海岸や宇品御幸など低地地盤の浸水の緩和を図ることとしております。また、平成 20 年度以降につきまして、財政状況を勘案しながらポンプ場の建設やその他の増補幹線の建設を進めることとしております。

以上、宇品ポンプ場の追加について御説明いたしました。

なお、本件につきましては、昨年 11 月 24 日に下水道局によりまして南区役所において、宇品・旭町地区浸水対策事業区域の住民の方を対象に、都市計画の素案の説明会を開催いたしました。参加者は 38 名であり、住民の方からは、先ほど御説明いたしました事業スケジュールなどについての質問が出されましたが、本計画を進めることについては御理解をいただきました。対象区域内で説明会へ参加できなかった住民の方々には、事業概要のチラシの回覧などにより、計画の概要について周知を図っております。

また、昨年 12 月 15 日から 12 月 28 日までの 2 週間、都市計画の案の縦覧を行い、意見書の提出はございませんでした。

以上で、第 1 号議案「広島公共下水道の変更」の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○会長 では、ただ今の第 1 号議案の説明につきまして、御意見等がございましたらお願

いたします。御意見はございませんでしょうか。

○会長 特に御意見がないようでございますので、第1号議案につきましては、原案どおり都市計画の変更を行うことを適当と認める旨、市長へ答申することとして、よろしゅうございますでしょうか。

○委員全員 異議なし。

○会長 異議なしと認めます。

続きまして、第2号議案、第3号議案及び第4号議案につきまして、相互に関連する案件でございますので、一括して審議いたしたいと思います。

事務局の説明を求めます。

○事務局（都市計画担当課長） 続きまして、第2号議案、第3号議案及び第4号議案につきまして、関連がございますので一括で御説明させていただきます。

議案書では、12ページから31ページに計画書、説明資料を記載しております。

それでは、スライドを用いまして御説明いたします。

この議案は、段原東部地区の土地区画整理事業に伴い、「用途地域」、「準防火地域」、「広島市都心住居地域地区計画」をそれぞれ変更するものでございます。これらの案件はすべて広島市決定でございます。

まずはじめに、位置を御説明いたします。

段原東部の位置は、この赤色の区域です。拡大しますと、赤色の線で囲まれた区域で、すでに土地区画整理事業の工事が完了して家が建ち並んでいる段原西部地区の東に位置しております。

段原再開発事業について御説明いたします。

この写真は事業前の航空写真です。段原地区は比治山の陰で原子爆弾による全壊全焼を免れ、戦前からの街並みが残り、未舗装の狭い市道が縦横に走り、老朽化した木造家屋が密集し、防災上、衛生上、交通上、多くの問題を抱えておりました。そのため、再開発で道路、公園、下水道などの都市基盤施設を整備することとし、昭和46年1月に段原土地区画整理事業として約74ヘクタールを都市計画決定いたしました。事業にあたりましては、財政的な負担を考慮し、地区を国鉄宇品線の西と東の2つに分けて、建物の密集度が高い西部地区から実施することといたしました。

段原西部地区は、昭和48年に事業計画の認可を受けたあと、昭和58年に工事を開始し、平成7年に移転を終え、平成10年に工事を完了しております。

こちらが段原西部地区の土地区画整理事業の工事が完了した現在の航空写真です。幹線道路や区画道路が整備され新しい街並みが整っております。

段原東部地区につきましては、段原西部地区の工事が進捗しはじめた昭和62年からまちづくりの話し合いが進められ、平成7年4月に事業計画が認可され、今年度から建物の移転が開始しております。

事業計画図は画面のとおりとなっておりますが、比治山東雲線、東雲大州線、段原蟹屋線などの都市計画道路のほか、区画道路及び7箇所の公園や緑地が整備される計画となっております。

なお、工事としては、工区に分けて進めていくこととしており、まず、比治山東雲線沿道の工区から工事を開始し、続いて猿猴川沿いの工区、さらに、南側の工区と順次工事を進めていく予定となっております。この中で第1工区につきましては、平成15年10月に仮換地を指定しており、平成17年度から公共施設の工事に着手する予定でございます。現在は、建築物の移転を進めております。

それでは、第2号議案の「用途地域の変更」について御説明いたします。

用途地域は、住宅地、商業地、工業地など市街地の大枠の土地利用を定めるものでございます。これにより土地利用に応じた環境の確保が図られます。用途地域ごとに建築物の用途や容積率、建ぺい率、高さなどの制限が定められております。

今回の段原東部地区については、都市計画のマスタープランである広島市の都市計画に関する基本的な方針に、土地区画整備事業による都市基盤整備により居住環境改善と防災性の向上を図り、定住化を促進し都心居住を進める、幹線道路沿道は、商業・業務系の土地利用を進めるということとしております。

また、土地区画整理事業の事業計画には、土地利用については主要な都市計画道路、比治山東雲線、東雲大州線、段原蟹屋線でございますけれども、この両側及び関連部分は、商業・業務地として計画する。また、住工混在を解消するため地区東部に工業地を計画し、工業系の施設の集約を図る。その他の区域の大部分は住宅地として計画し、一部に広域的施設用地を確保するということとなっております。

こちらは現在の用途地域です。主に住宅が建ち並んでいる地域に第一種住居地域を、一部バス通り沿いで商業施設が集積している地区に近隣商業地域、さらに、工場が多く建っている地域に工業地域を指定しております。

今回、土地区画整理事業により新しい街区に生まれ変わります。そのため、事業計画の

土地利用の方針や、周辺の用途地域の指定状況をふまえながら用途地域を変更します。

まず、主要な都市計画道路の沿道で、商業・業務地に位置付けられている地区は、商業・業務の利便の増進を図るため、近隣商業地域に変更します。比治山東雲線や中広宇品線の沿道地区は、西部地区と連続性を考慮して建ぺい率80%、容積率400%に指定し、その他の主要な都市計画道路の沿道地区は、容積率を300%に指定します。

また、猿猴川沿いの工業地に位置付けられている地区は、環境の悪化をもたらす恐れのない工業の利便を増進することとし、隣接する住宅への影響を考慮して準工業地域に変更し、建ぺい率60%、容積率200%を指定します。

住宅地に位置付けられている地区は、住宅と店舗・事務所などを許容しつつ、主に住環境を保護するために第二種住居地域に変更し、建ぺい率60%、容積率300%を指定します。

次に、第3号議案の「準防火地域の変更」について御説明いたします。

準防火地域は、防火地域とともに建物を不燃化することにより、市街地の大規模な火災を防止し、広域的な避難の安全を確保するために指定するものでございます。

防火地域については、集団的に建物をほぼ完全に不燃化することにより、火災が他の建築物に延焼しないようにするもので、主として商業地、または官公庁等の重要施設が集中している地区などの市街地における火災の危険度を、高度に防止すべき地区に指定しております。

また、準防火地域は、市街地の建築物の防火性能を全体的に高めることにより、火災の延焼速度の低下などによって、大火災の発生を防ぐために指定するものでございます。

それでは、このたび追加する準防火地域について御説明いたします。

現在の準防火地域は、画面の青色の区域に指定しております。工場が多く建っている工業地域を除いて、ほぼ段原東部地区の全域に指定しております。これに先ほど説明いたしました用途地域の変更に伴い、赤色の区域を追加するものです。現在は、工業地域の区域ですが、広島県の指定基準に近隣商業地域で容積率300%以上を指定する場合、第二種住居地域で容積率300%を指定する場合には、それぞれ準防火地域を併せて指定することが定められていることに基づくものです。

なお、準工業地域には、工場や倉庫などの建築が想定されており、建築の建物の耐火仕様に過度な負担を強いることとなるため、都市基盤が未整備で防火上危険性が高い密集地区を除いて、本市では工業系用途地域には、原則として準防火地域を指定しないようにしております。

次に、第4号議案の「地区計画の変更」について御説明いたします。

地区計画とは、先ほど説明いたしました用途地域を補うもので、区域の特性にふさわしい良好な環境を整備、開発、保全するための計画でございます。

広島市の地区計画の分類について御説明いたします。

現在、広島市では44地区の地区計画を定めておりますが、これらの地区計画を分けると画面のように4つの種類に分類できます。

一つ目は、住みよい快適なまちをつくるためのもので、ほとんどの地区計画がこれに該当いたします。新規開発団地などで良好な市街地の環境を確保するためなどを目的に定めております。

二つ目が、魅力的な広島顔をつくるためのもので、平和大通り地区などがございます。広島市を代表する象徴的な都市空間の形成を目的とするものです。

三つ目が、都心居住を推進するためのもので、広島市都心居住地域などがございます。

四つ目が、その他で、地区施設を整備するためのものです。

このたび変更する地区計画は三つ目の広島市都心住居地域地区計画でございます。

広島市都心住居地域地区計画は、都心居住の推進を目的に昭和62年に当初決定をしております。都心部周辺で都市基盤が整備され、用途地域に第二種住居地域を指定している青色でお示ししている区域約330ヘクタールに定めております。

地区計画の内容としましては、都心居住を推進し、健全かつ高密な住宅市街地の形成を図る目的で、延べ面積の3分の2以上が住宅であること、敷地面積が300㎡以上であること、隣地境界からの壁面後退距離が7.5cm以上であること、これらの3つの条件を満足した場合に、容積率300%で建築できるという内容でございます。

なお、条件が揃わなかった場合には、200%となります。

現在の地区計画の区域は、青色の区域です。これに先ほど説明いたしました用途地域の変更に伴って、第二種住居地域に指定する区域に地区計画を定めるものでございます。これによりまして、区域の面積は345.4ヘクタールになります。

最後に、手続きについて御説明いたします。

まず、本地区計画の手続きにつきましては、条例に基づきまして、原案の縦覧を2週間、また、意見書の提出を3週間受け付けました。

今回の変更につきましては、変更内容を地区内の土地所有者等全てに配布するとともに、区域を分けて4回の地元説明会を開催しており、延べ706名の方々が出席していただい

おります。意見書の提出期間中に意見書が1件提出されております。

ここで、この意見書につきまして簡単に御説明させていただきます。

この意見書の要旨としては、「換地先の前面道路が広いため、減歩率が高く第二種住居地域の指定では利用価値が低いため、損をする。さらに、道路が広ければ固定資産税が高くなる。用途地域の変更を近隣商業地域にするか、もしくは地区計画の条件の敷地の最低限度を、300㎡を緩和していただきたい。」というものでございました。

この意見に対しまして、換地先の土地利用計画が住宅地として位置付けられているため、良好な住環境を確保できない近隣商業地域を指定することは、適当ではないこと、地区計画の条件の敷地の最低限度300㎡は、敷地が狭く防災上問題となるペンシルビルの建築を防止する目的で定めていることを、直接意見書の提出者に説明をいたしました。

その後、都市計画法に基づく案の縦覧と意見書の提出を2週間受け付けており、この間の意見書の提出はございませんでした。

今後の手続きにつきましては、本日の都市計画審議会でご審議いただいたあと、広島県や国土交通省の同意を得まして、都市計画変更をする予定でございます。

以上で、第2号議案、第3号議案、第4号議案の説明を終わらせていただきます。

よろしく審議のほど、お願いいたします。

○会長 ただ今、事務局から説明がありました3議案につきまして、御意見等がございましたらお願いいたします。

○会長 はい、どうぞ。

○委員 今の中ほどの地区ですが、道路計画を見ますと、一般のいう格子道路じゃなくって、なんか御苦労された点が見えるんですけれども、その街路の道路ですね、その計画された理念と言いますか、考え方と言いますか、それがどういうふうなものになっておるのかということと、それから、だいたい減歩は、だいたい最終的にはどのくらいをみられておるのかという、そこをちょっと教えてもらえますか。

道路が、これを見たら、ただ単純な格子じゃないですよ。ですからあの、いろいろ道路の交通の流れとかいろいろと考えられて、たぶん道路計画をされておるのかなと思って聞いておったんですけれども、そういうふうな道路計画等の住宅地域の街区道路のほうの考え方をですね。

○会長 はい、どうぞ。

○事務局（段原再開発部計画課長） 段原再開発部計画課長でございます。道路の計画で

ございますけれども、大きな都市計画道路が4本ございまして、まず比治山東雲線、いわゆる比治山トンネルを越えまして2号線に通ずるのが比治山東雲線でございます。そして、平和橋から比治山東雲線に連絡するのが段原蟹屋線、そして、東大橋から比治山東雲線に連絡するのが東雲大州線でございますけれども、この3本につきましては、通過交通を排除するという観点から計画はしております。

そして、2番目の減歩率でございますか。

○委員 もう一つ、その住区内の道路、例えば、こういうふうな道路、街区道路ですね。普通、家があって、こういうふうな街区、格子に考えますね、だいたい普通は。

○事務局（段原再開発部計画課長） 区画道路につきましては、いわゆるその大きな都市計画道路から住宅地に通過交通が進入するのを防ぐという意味で、そういうような区画道路の計画にしております。

そして、減歩率でございますけれども、現在の計画は15%でございます。

○委員 15%ですか。

○事務局（段原再開発部計画課長） はい、平均がですね、はい。以上でございます。

○委員 はい、わかりました。

○委員 私のほうから意見を一つと、質問を一つさせていただきたいと思いますが。

意見のほうでありますけど、前回のこの場で申し上げたかと思うんですけど、私は容積率の緩和には基本的には反対であります。この少子高齢社会の中で容積率の緩和というのは、大変大きな問題を将来に残すということです。それをあまり時間を割くわけにはいきませんが、容積率の緩和によって容積の奪い合いが起きると。そういう増加した地域での空間のリストラが行われるという、地域空間にですね。そういう意味で、大変少子高齢社会の中で危険な要素を含んでいると思います。

ただ、段原東部につきましては、区画整理事業が行われておりまして、膨大な工費も投じられているわけでありまして。そういう中でこの容積率の緩和というのは、どういう意味を持つのかという点について、ちょっと意見を申し上げたいと思うんですが。昨年5月に段原東部地区につきまして、3人の専門家とオブザーバーとして私も参加させていただきまして、段原の区画整理事業の事業費の節約のための選択肢をお示ししました。

もう一点は、公共事業費削減の中で費用対効果の高い区画整理事業はどうあるべきかという点についても、一定の示唆をさせていただきました。そういう中で、あえて容積率を緩和して、この段原東部地区ですね、していこうということでもありますから、その持つて

いる意味は、先ほど来のお話でありますと、少子高齢社会における都心居住の数少ない残された土地とっていいと思うんですけども、モデルとしてどういう投資効率の高い都心居住を実現していくのかという土地の区画整理ではなく、その土地の上に乗っかる上物の21世紀の都心空間のイメージを積極的に作り出していかなければ、私はこの容積率を緩和した意味は半減以上すると思います。そういう意味で21世紀の都心居住のモデルを、どういうふうはこの段原地区で実現しようとされるのか、について今後注目してまいりたいと思いますので、御配慮のほどをお願いしたいと思います。それが意見です。

次は質問ですが、先ほどもスライドで示されましたように、都心の周辺に大変多くの都心住居地域が設定されております。こうした地域ですね、容積率の充足率といいますか、あるいはまちづくりの進展具合について、市のほうではこれまでフォロー作業を具体的にされているのでしょうか。例えば、容積率の充足率の話でも結構ですし、それ以外の地区計画でこういうふうに進んでいるという話でもいいと思いますね。全体の空間利用のシミュレーションが行われているかどうかということを、ちょっとお聞きしたいと思います。

○会長 はい、どうぞ。

○事務局（都市計画担当課長） えーと、建築密度の推移ということで、延床面積を街区面積で割った数字でですね、平成2年から若干、毎年ではございませんけれども数字を取っております。平成2年度で約99%、平成15年で114%ということで、若干ですね、増加傾向にあります。

○委員 今の数値は、容積率の推移ですか？

○事務局（都市計画担当課長） あの、延床のですね、面積をいわゆるその街区の面積で割ったものです。だから、容積そのものズバリではちょっとないとは思いますが、だいたいそういう指標でですね、ちょっと言いますと、平成2年で99、平成5年が102、平成10年が108、平成15年が114ということで数字をとらえています。

○委員 はい、ありがとうございました。あの、今の変化である程度読みとれるかと思うんですけど、つい4～5日前ですか、1週間前か忘れましたが、広島県の人口測定の速報値で県の人口、減少しましたよね。今後、ごく近い将来、広島市の人口もですね、減少期に入っていくわけですね。そういうときに、この容積率の緩和によって、常に東京や大阪で起きているわけですが、オフィスだけではございませんけれども、そうしたもののリストラがですね、著しく進められていくわけです。そういう意味で、これからは容積率をむしろ押さえて既存の空間ストックを再生、リニューアルしていくというような、そ

して既成の市街地も一定の活力を維持していくというような、そういう施策の方向がですね、ないと大変私はその東京の六本木ヒルズの巨大開発じゃございませんけれども、あれほどのものは広島にはないかもしれませんが、容積率の緩和については、基本的に今後中止すべきじゃないかというふうに私は、という意見を持っております。お答えいただかなくても、意見ですので。

○会長 他にございますでしょうか。

○会長 特に御意見がないようでございますので、第2号議案、第3号議案及び第4号議案につきましては、原案どおり都市計画の変更を行うことを適当と認める旨、市長へ答申することとして、よろしゅうございますでしょうか。

○委員全員 異議なし。

○会長 異議なしと認めます。

それでは、第5号議案につきまして、事務局の説明を求めます。

○事務局（都市計画担当課長） それでは、第5号議案「地区計画の決定」について御説明いたします。議案書では32ページから36ページに、計画書及び説明資料を記載しております。それでは、スライドを用いて御説明いたします。

本件は、都市計画区域への編入を契機とした住民主体のまちづくりとして地区計画を決定するもので、広島市決定に係る案件でございます。

それでは、「南原地区地区計画」について御説明いたします。

南原地区は、平成16年5月31日に都市計画区域の指定が行われた安佐北区可部町大字南原と大字上町屋の区域でございまして、市街化区域への編入が行われた区域を対象としております。

地区計画の区域は、国道54号可部バイパス南原交差点の北側、中国電力の南原ダムの南側に位置する区域でございます。

この図は、先ほどの位置図を拡大したものでございます。なお、区域の面積は、55.9ヘクタールでございます。

これが当地区の現況写真でございまして、地区の南側から撮影したものでございます。当地区は、農村的な環境を残した集落でございまして、県立自然公園「南原峡」や「南原川」、「旧石州街道」など、豊かな自然環境と歴史、文化の息づく地区でございます。

本地区計画は、生活環境の悪化を防ぎ、良好な居住環境の形成を目的として都市計画決定するものでございまして、本市における住民発意型の地区計画としましては、昨年4月

に都市計画決定いたしました高須二丁目西地区に次いで二つ目の取り組みでございます。

それでは、本地区計画の策定までの経緯について御説明いたします。

まず、当地区におきまして、平成14年3月に南原自治会より都市計画区域への編入要望がございました。この時点では都市計画区域の外でございまして、生活基盤が未整備なままスプロールが進行するなど、居住環境や営農環境の悪化、また、可部バイパスの開通による開発圧力の高まりなどが懸念されておりました。こうした状況変化に対応するため、平成14年6月に地元のまちづくり組織である「南原都市計画推進委員会」を組織され、都市計画区域編入に向けたまちづくりがスタートいたしました。

当委員会は、都市計画制度の勉強会や地域資源などを活用したまちづくり活動に積極的に取り組み、平成15年3月にはまちづくりの青写真である「まちづくり構想」を作成され、「清流と歴史が息づく田園タウン南原」を地区の将来像とするなど、まちづくりの方向性を決定いたしました。

また、当委員会では、まちづくり構想を推進するために、都市計画制度で対応可能なものにつきまして、生活環境の改善を目的とした地区計画の策定に取り組まれております。昨年5月31日には当地区が都市計画区域に編入され、同年7月に南原都市計画推進委員会の主催によりまず地区計画の住民説明会が開催されるなど、地区内の合意形成を図られたあと、同じ7月に南原自治会より地区計画策定の要望書が広島市に提出されております。

本地区計画を策定するまでに約2年を費やしておりますが、その間、「南原まちづくりだより」をまちづくりの節目ごとに計5回作成してございまして、全戸に配布することで地区住民との情報の共有化を図ってきております。

こうした地区の取り組みを受けまして、本市では、地元や地区外の地権者への必要な情報提供を行いながら、都市計画の手続きを進めてきたところでございます。

地区計画の内容に入ります前に、本地区計画は新規で都市計画決定する案件でございますので、地区計画制度の概要について簡単に御説明させていただきます。

地区計画という制度でございますが、これは身近な空間である地区のレベルにおいて、地区の特性に応じた良好な市街地環境の形成を目的に、建築基準法などの法規制に付加する形で詳細な計画を定めるものです。

地区計画は、地区計画の目標や土地利用の方針など、まちづくり構想を示す部分とその方針に従って具体的な規制内容を示す地区整備計画により構成されております。

地区整備計画では、主として地区内の居住者等の用に供する道路や公園などの地区施設、

建築物の用途の制限などの建築物等に関する事項、樹木の伐採の制限や法面等を維持・保全するための土地利用の制限に関する事項を、必要に応じて定めることができることとなっております。

それでは、本地区の内容について御説明いたします。

まず、目標や方針につきまして御説明いたします。地区計画の目標といたしましては、地区住民自らまちの将来像を具現化するために地区計画を策定し、計画的な土地利用の推進や地区の特性を活かした魅力づくりなどを進め、良好な居住環境の形成を図ろうとするものである、と定めております。

また、土地利用に関する方針といたしましては、自然環境や営農環境との調和を図りながら、ゆとりのある安全で快適な環境を確保するための内容を定めております。

次に、地区整備計画に定めます建築物等に関する事項でございます。

地区整備計画の内容は、一つ目として建築物の用途の規制、二つ目としまして、建築物の高さの最高限度、三つ目としまして建築物等の形態、または、意匠の制限の3点につきましてルールを定めるものでございます。

これらにつきまして順次御説明いたします。

まず、1点目の建築物の用途の制限でございます。この制限は、現在の居住環境を守るため、遊戯施設や風俗施設などの立地を制限するものでございます。本地区の用途地域は、第一種低層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準工業地域、の4種類の用途地域が指定されております。

この表は、南原地区で許容される建築物の用途の一部をお示ししたものでございます。縦の列に建物の用途、横の列に用途地域をお示ししております。また、許容できる建築物はオレンジ色で、許容できない建築物は茶色でお示ししております。

この表を用いまして、今回の用途制限の内容を御説明いたします。

遊戯施設や風俗施設等の建築物は、第一種低層住居専用地域と第二種中高層住居専用地域では許容できない建築物となっております。これに対して、第一種住居地域では、パッシングセンターなどの遊戯施設が、また、準工業地域では遊戯施設とパチンコ屋などの風俗施設、カラオケボックスの立地が可能となっております。このため第一種住居地域と準工業地域における遊戯施設と風俗施設、カラオケボックスの用途を制限し、地区全域で遊戯施設と風俗施設などの立地を制限するものでございます。

次に、2点目の建築物の高さの最高限度について御説明いたします。

この地区の用途地域の中で第一種低層住居専用地域は、建築物の高さが10mまでの高さ制限がございますが、第二種中高層住居専用地域及び第一種住居地域、準工業地域には、建築物の高さにおいて、ある一位の高さを超えてはならないという「絶対高さ」の制限はございません。

現在、当地区には高い建物はございませんが、日照障害による営農への影響やプライバシーへの配慮、低層の居住環境の保全などを考慮いたしまして、当地区に相応しい良好な環境を形成するため、第一種低層住居専用地域以外の用途地域に建築物の絶対高さを規定しようとするものでございます。

当地区は、建築物の高さの最高限度を12mといたします。既存とする建築物のほとんどが12m以下であることから、地区住民による話し合いの結果、12mとしたものでございます。

また、建築物の高さが12mを超えているものは1棟ございまして、その既存の権利を守る観点から建て替え時におきまして敷地を分割したり統合したりしなければ、そのままのその高さまでは許容しようとするものでございます。

次に、3点目の建築物等の形態、または意匠の制限でございます。具体的には、屋外広告物の制限でございまして、これにつきまして御説明いたします。

屋外広告物の一つの分類として「広島市屋外広告物条例」では、自己の氏名、名称、店名などを、自己の住所、事業所、営業所などに表示設置する、自己用広告物とそれ以外の非自己用広告物に分類されます。

当地区では、もともと自己用広告物、非自己用広告物のいずれの設置も可能でございますが、当地区の良好な景観を守るため、屋外広告物は原則自己用に限定するものでございます。その内容を図でお示いたしますと、設置場所及び高さにつきましては、建築物を利用して設置するものは、原則としてビルの名称などの自己用広告物に限定し、屋上に設置するなど、建築物の高さを超えるものは設置できません。

また、独立して設ける広告塔などの広告物は、その高さを第一種低層住居専用地域の絶対高さである10m以下に制限しております。

さらに、これらの広告物の表示面積は15平方メートル以下としております。ただし、地区内の施設等への案内誘導を目的とした5平方メートル以下の看板などは、非自己用広告物であっても設置可能としております。

以上が、今回定めようとしております地区計画の内容でございます。

最後に、手続きについて御説明いたします。

本地区計画の手続きにつきましては、条例に基づき原案の縦覧を2週間、また、意見書の提出を3週間行っております。その間に意見書が4件提出されております。

意見書は、4件とも原案に基づき都市計画を進めてほしいという主旨の賛成意見でございました。

また、原案を都市計画案といたしまして、都市計画法に基づく案の縦覧と意見書の提出を2週間行っておりまして、この間の意見書の提出はございませんでした。

今後の手続きにつきましては、本日の都市計画審議会での審議をいただいたあと、広島県の同意を得まして、都市計画決定していく予定でございます。

以上で、第5号議案の説明を終わらせていただきます。

よろしく審議のほどお願いいたします。

○会長 ただ今の第5号議案につきまして、御意見等がございましたらお願いいたします。ございませんでしょうか。

特に意見がないようでございますので、第5号議案につきましては、原案どおり都市計画の決定を行うことを適当と認める旨、市長へ答申することとして、よろしゅうございますでしょうか。

○委員全員 異議なし。

○会長 異議なしと認めます。

それでは、第6号議案につきまして、事務局の説明を求めます。

○事務局（都市計画担当課長） 続きまして、第6号議案の「西風新都梶毛東地区計画の変更」について御説明いたします。議案書では、37ページから61ページに計画書及び説明資料を記載しております。

それでは、スライドを用いて御説明いたします。

本地区は、「ひろしま西風新都建設実施計画」において、中央軸である都市計画道路「西風新都中央線」と「伴中央線」の交差する位置にあり、その立地を活かして、商業施設や住宅等を適切に配置し、生活、文化、情報の広域交流拠点を含む複合市街地の形成を図る地区に位置づけられており、平成7年度に開発許可を取得して、現在、造成が行われている開発団地でございます。面積は約200ヘクタールで、一般には「セントラルシティーこころ」という名称で呼ばれている開発団地でございます。平成10年度にこの開発区域を対象として、良好な居住環境と賑わいのある市街地環境の形成を図るため、地区計画を策

定しております。

これは、本地区を西側上空から見た写真で、方位は向かって左側が北側となっております。写真の右上、山越に見えますのが都心方向となっております。赤い線で示しているのが、地区計画の区域でございます。

本地区は、都市計画道路「広島西風新都線」と「西風新都中央線」により、都心へのアクセス性が向上したこともあり、分譲も顕著に推移している地区でございます。

これまでにこの西風新都中央線沿道と向かって左側の部分は、造成が完了しております。また、道路より右側につきましては造成中、あるいは未造成の区域となっております。

水色の部分が具体の制限である地区整備計画をすでに定めている区域で、黄色の部分が造成完了に伴い、今回、地区整備計画を定める区域でございます。

これは、前の議案の説明の際にもお示した地区計画の構成を示すものです。地区計画は、地区計画の目標や土地利用の方針と地区整備計画により、構成されております。

本地区では、開発計画で将来像が描かれていたことから、目標や方針などまちづくりの構想を示す部分は、開発区域全体を対象として定めており、具体の制限を定めている地区整備計画は、造成の進捗に併せて完了した区域を対象として随時定めております。

それでは、本地区における都市計画の変更について、イメージ図を用いまして説明させていただきます。

本地区は、当初、市街化調整区域における開発でしたが、造成の進捗に伴い一部市街化区域に編入されているため、イメージ図のように、現在、市街化区域と市街化調整区域にまたがった状態となっております。

本地区は、開発計画区域全体を対象として地区計画区域を設定しており、造成が完了したまとまりのある区域について、随時、地区整備計画を定めることとしております。

したがって、造成中あるいは未造成の区域については、地区整備計画が定められておりません。

昨年に本審議会で御審議いただきました「第4回総合見直し」において、完了部分については市街化区域に編入しております。

今回の変更は、前回、変更以降で市街化調整区域における造成の完了した部分について、地区整備計画の区域を拡大するものでございます。造成が完了していない残りの区域については、今後の進捗に併せて、随時、地区整備計画の区域を拡大していく予定でございます。

なお、現在、市街化調整区域である今回の変更区域と造成が完了していない区域については、造成が完了して市街化整備が確実となった段階で、随時、市街化区域に編入できる区域、いわゆる特定保留地区に位置付けられております。

今後の市街化区域への編入については、広島県決定の変更となりますので、県と協議しながら造成進捗にあわせて手続きを進めてまいりたいと考えております。

これは、本地区の平面図です。今回、変更を行いますのは黄色の区域で、ただ今、イメージ図で説明しましたように、造成完了に伴い地区整備計画区域を拡大するものでございます。

今回、変更する区域は、当初の方針に基づき3つの細区分された地区で構成されております。戸建て住宅を主体とした「低層専用住宅地区A」、伴中央線沿道で近隣のサービス機能を備えた「沿道サービス地区B」、そして、商業施設等を誘致する「商業業務地区A」の3つです。これらの地区は、現在、市街化調整区域であるため、いずれも将来の用途地域を想定して制限内容を定めております。

では、細区分されている地区ごとに、地区整備計画に定める制限の概要について御説明いたします。

まず、「低層専用住宅地区A」でございます。低層専用住宅地区Aは、将来の用途地域である第一種低層住居専用地域を基本として制限内容を定めております。建築物の用途の制限では、戸建て住宅を主体として第一種低層住宅専用地域並みの用途を許容しております。容積率は100%、建ぺい率は50%、敷地面積の最低限度は165㎡、高さの最高限度は10m、壁面の位置の制限は、道路、隣地ともその境界から1mといった建築物に関する制限を定めております。

これに加え、形態又は意匠の制限では、屋外広告物などを制限し、垣又はさくの構造の制限では、道路に面する敷地の緑化や開放性を創出するための、といった街並みの形成に必要である制限を定めております。

次に、都市計画道路伴中央線沿道の「沿道サービス地区B」でございます。沿道サービス地区Bは、将来の用途地域である近隣商業地域を基本として制限内容を定めております。建築物の用途の制限では、近隣商業地域で建築可能なものから風俗営業の用に供するものを排除しております。容積率は200%、建ぺい率は70%、敷地面積の最低限度は165㎡、壁面の位置の制限は道路境界線から1.5～3m、隣地では1.5mと定めております。形態または意匠の制限では、屋外広告物などを制限し、垣又はさくの構造の制限では、道路に面

して設置するものは開放性の良いものといった街並みの形成に必要である制限を定めております。

次に、サブセンターの一角に位置します「商業業務地区A」でございます。商業業務地区Aは、将来の用途地域である商業地域を基本として制限内容を定めております。建築物の用途の制限では、商業地域の建築可能なものから、パチンコ店・ゲームセンター以外の風俗営業の用に供するものを排除しております。容積率は400%、建ぺい率は70%、敷地面積の最低限度は300㎡、壁面の位置の制限は道路境界から3m～10m、隣地では1.5mを定めております。形態又は意匠の制限と、垣又はさくの構造制限につきましては、先ほどの沿道サービス地区Bと同様の制限でございます。

次に、今回の地区整備計画区域の拡大にあわせて、すでに住民がおられる区域における用途制限で、集会所の建築を可能とする変更について御説明いたします。

この表は、戸建て住宅を主体とした低層系で建築可能な用途を示したものでございます。赤で囲った左側の部分が低層系、用途地域において、通常、建築可能なものを示しております。表の右側は、本地区計画における建築可能なものを示しており、茶色の部分が用途地域の建築可能なものを地区計画で制限しているものです。

本地区のように開発型の地区計画については、住民のいない段階で開発事業者が、その将来ビジョンなどに基つき制限項目を考え、素案を策定しております。

用途の制限でいえば、策定当初において団地の成熟に応じて住民の意向をふまえ、将来的に対応することとして当面制限したものや、地区の特性に応じて必要ないとして排除したものがあります。

本地区の低層住宅地区においては、策定当初に集会所の立地を制限しており、この団地の成熟にあわせて新しく住み生活されている地区住民の意向をふまえて、対応することとしておりました。

本地区については、平成13年度に地元町内会から広島市長に対して、集会所建設の陳情書が提出され、これまで市の内部で地元の状況や他の未整備地区の状況、整備状況などをふまえて、検討してきたところでございます。

担当部局において、早い時期に建設できるよう取り組んでいることから、集会所の立地ができるよう、今回、併せて変更をするものでございます。

最後に、手続きについて御説明いたします。

本件については、南原地区の場合とほぼ同様の手続きの流れとなっております。本地区

計画の手続きにつきましては、条例に基づく原案の縦覧を2週間、意見書の受付を3週間行っております。

また、原案を都市計画案とし、都市計画法に基づく都市計画案の縦覧と意見書の受付を2週間行っており、この際、意見書が1件提出されております。

今後の手続きにつきましては、本日の都市計画審議会でご審議いただいたあと、広島県の同意を経まして、都市計画の変更をしていく予定でございます。

それでは、引き続きまして、第6号議案に関する意見書の要旨と、それに対する事務局の考え方について、お手元に配布しております資料に基づきまして説明させていただきます。

お手元に資料3でございます。「広島圏都市計画の意見書について」という資料が配布させていただきます。これを御覧ください。

2週間の縦覧期間中に、1件1名の方から意見書が提出されております。3ページ目のA3に意見書の要旨と、それに対する事務局の考え方をまとめさせていただきます。

それでは、読み上げさせていただきます。意見書の要旨でございます。

集会所の建設について

1 新しい団地ができれば、住民が集う場所は必要であり、地区計画において当初から考慮されるべきものである。

2 平成13年度に集会所の建設について、団地住民の署名を募り、自治会から安佐南区役所に陳情書を提出している。早急に集会所建設ができるようお願いする。

という御意見が出ております。

これに対しまして、事務局の考え方を説明させていただきます。

1 の新規開発地における地区計画の策定につきましては、その開発理念や団地の将来ビジョンなどに基づき、開発事業者が主体となって制限項目を考えて素案を作成しており、本市は、その素案を尊重して都市計画の手続きを行っている。本地区計画の集会所の立地については、多様な目的で利用されるため、隣家等の影響が懸念される面もあることから、低層系の住宅地区内で制限をしており、これについては、団地の成熟に併せて新しく住み生活されている地区住民の意向などをふまえて、対応することとしていた。

2 番目としまして、学区集会所は、小学校区を基本として建設しており、本地区については、伴南小学校の開校以来の学区確定後に、地域内の他の未整備学区の整備状況をふまえて、整備することとしていた。平成15年度に伴南小学校が開校し、学区内の世帯数も

増え、自治会などの各種団体が組織され、整備後の利活用が活発に行われるための体制が整いつつあることから、学区集会所については、低層系住宅地区内の敷地において早期に建設できるよう取り組んでいる。このため、このたび集会所が設置できるよう変更するものでございます。

なお、意見書の提出者に対しまして、今回の変更の主旨、これまでの経緯や現在の状況を説明したところ了解され、再度、早期に集会所建設を実現してほしい旨の要望がございました。以上でございます。

以上、第6号議案の意見書の要旨と、それに対する事務局の考え方について御説明させていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 ただ今の第6号議案につきまして、御意見等がございましたらお願いします。

特に意見がないようでございますので、第6号議案につきましては、原案どおり都市計画の変更を行うことを適当と認める旨、市長へ答申することとしてよろしゅうございますでしょうか。

○委員全員 異議なし。

○会長 異議なしと認めます。

○会長 続きまして、第7号議案でございますが、これは前回の審議会におきまして、保留としてきた案件でございます。前回の意見等をふまえて資料等も整理し、提出されておるようでございますので、事務局から説明を求めます。

○事務局（建築指導課長） 建築指導課長の池庄司でございます。よろしくお願いいたします。

それでは第7号議案の、「建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築許可に係る産業廃棄物処理施設の敷地の位置」につきまして御説明をさせていただきます。

本件につきましては、昨年、8月11日の都市計画審議会に付議させていただいておりましたが、審議の過程で、生活環境影響調査、市民の意見、専門家の意見、及び地元と事業者が取り交わしました協定書について参考資料として提出するよう御意見がございました。このため関係部局との調整や地元関係者との協議を進め、その結果、昨年末までには、再度、都市計画審議会にお諮りする予定で事務を進めておりました。

しかしながら、昨年11月、中国電力が安芸郡坂町に保管しておりましたPCB微量混入絶縁油を抜き取った後の柱上変圧器の一部が昨年9月の台風18号の影響により保管施設

の外壁が壊れ、海中に流出し2ヶ月も放置されていたという事故が発生いたしました。

その後、中国電力から、調査の結果、事故による周辺海域等でのPCBは確認できなかったとの報告を受けましたが、本市といたしましては、この事故については、企業の危機管理体制が著しく欠如していた問題として重く受け止め、中国電力に対し、ハード、ソフト両面においてPCB管理体制の抜本的見直しと、現在申請されているPCB処理施設の計画を改めて再検証するよう指示したところでございます。

その結果、本年1月24日付けで中国電力からPCB管理体制等の改善策が提出されましたので、お手元の資料4の1によりまして御説明させていただきます。資料4の1を御覧ください。

今回の事故が2ヶ月も放置されていたという状況から、左上に黄色で着色している部分に問題点を表示しておりますが、「事故等の情報が共有化されていない」という「連絡・調整の問題」と「PCBの保管部門で危機管理ができていなかった」ということによる「管理の問題」と大きく2点に整理されます。

まず、「連絡・調整の問題」につきましては、緑で表示しております「改善策1」の「全社で情報が共有でき、トラブルに迅速・適格な対応ができる体制づくり」のため、左下の「旧体制」にありますように縦割り組織で各部門間の情報の共有化が不徹底だったものを、各部門の役員で組織する「変圧器絶縁油問題対策本部」を設置し、また、地元を設置する「安全性確認委員会」と連携を密にすることにより、PCB処理に関して迅速な対応ができる体制に改善いたしました。

次に「管理の問題」につきましては、右上の緑で表示しております「改善策2」の「リスク回避のためのPCB管理手法の整備」を図るため、「計画、実施、点検・報告、見直し」というサイクルを管理手法としている環境マネジメントシステムの導入により、各事業所におけるPCB管理手法の統一を図るとともに、外部機関による環境管理審査を受けることにより、PCBの取扱いに関する管理体制を改善するものでございます。

この外部機関は、中国地域に本部を置く初めてのISO審査登録機関となります「株式会社国際規格審査センター」を予定しております。

さらに、右下に記載しておりますが、今回のPCB処理施設におきましては、万が一のことも想定し、更なる安心施策として、新たに「常時モニタリングの実施」と、「密閉構造の容器によるPCB機器の輸送」を行うことを計画しております。

また、申請されているPCB処理施設についての再検証結果の報告として、計画地におけ

る護岸は最新の設計基準により再検討した結果、構造上問題はないとの結果となっております。また、計画地は、入り江となっているところから高波の発生はほとんどなく、漁船等の台風時における避難場所として使用されています。昨年のたび重なる台風におきましても護岸への被害や護岸を越えての潮の流入などの被害はありませんでした。さらに建物は十分な強度を有するなど、高潮、地震対策等について再検証を行った結果、安全上問題はなかったとの報告がございました。

以上のことから、本市といたしましては、今回中国電力から提出されました改善策によりP C B処理に関する安全性については十分確保されると認められるところから、今回、再度御審議をいただくことにしたものでございます。委員の皆様方には大変長い間審議が中断した形になり、大変ご心配をおかけいたしました。

それでは、前回の審議の過程で参考資料として提出するよう御意見がございました資料につきまして、お手元の資料4の2から資料4の5につきまして御説明いたします。

廃棄物処理法では許可の手続きにあたりまして、生活環境影響調査結果の添付、計画の縦覧、利害関係者等からの意見書の提出、専門家の意見の聴き取りなどが定められています。

まず、お手元の資料4の2の「P C B処理施設設置に係る生活環境影響調査結果について」を御覧ください。

この調査は、個別の審査項目ごとに計量法に基づき、国が認定した「計量証明事業所」に委託されております。

具体的には、大気汚染、騒音・振動、悪臭の調査を菱^{りょうめいぎけん}明技研株式会社に、気象の調査を財団法人日本気象協会に、水質汚濁の調査を株式会社東^{とうきょうきゅうえい}京久栄にそれぞれ委託しております。資料は、生活環境影響調査結果の概要と最後のページに専門家からの指摘によりまして、最悪の気象条件下における大気拡散予測として追加で行いました短期拡散予測結果を添付しております。

まず、生活環境影響調査結果の概要につきまして説明させていただきます。調査する項目につきましては、施設を設置することに伴い生ずる大気汚染、水質汚濁、騒音、振動又は悪臭に係る項目のうち、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがある項目となっております。生活環境影響調査の実施は、まず、施設設置場所の周辺環境の現況を把握し、施設設置による影響を予測し、環境基準等の目標と予測値を対比して、その整合性を検討すること、及び、生活環境への影響が低減されているものであるかどうかを明らかにする

ものでございます。

今回事業者が行った環境影響調査では、1 ページの(1)の処理施設の稼働によるものとしまして、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭の項目を、また、(2)で運搬車両等の走行によるものとして、大気汚染、道路交通騒音及び道路交通振動の項目を選定しております。それぞれの項目の現状調査結果、環境保全措置、予測及び評価の結果は、裏面の2 ページから4 ページのとおりでございます。

いずれの調査項目におきましても将来の環境濃度の予測値は現況の濃度とほとんど変わらず、環境基準を満足する結果となっております。

なお、水質汚濁の項目につきましては、P C B 無害化処理に伴う排水がなく、環境保全措置により雨水排水中にP C B 等が混入する可能性がないことから、現状調査だけとなっております。短期拡散予測結果につきましても、現地調査結果と比較して周辺環境への影響はほとんどないという結果となっております。

続きまして資料4の3の「利害関係者等からの主な意見、専門家からの主な意見及び本市の検討結果」につきまして御説明いたします。

本施設につきましては、本市域内で初めてのP C B の処理施設であり、通常的生活環境保全に関する項目に加え、地震災害、P C B 処理、危機管理などの専門家も含めまして、広範かつ詳細に意見を伺うこととし、昨年4月9日に、専門家からの意見聴取会を公開により行っております。

資料4の3は利害関係者等からの主な意見及び専門家からの主な意見を項目ごとにまとめ、本市としての検討結果を記載しております。

なお、専門家委員の名簿を最後のページに添付しております。

それでは内容につきまして、主なものを説明させていただきます。

意見は大きく分けまして、1の「施設の位置、構造等に関する計画について」2枚目の一番上でございます、2の「施設の維持管理に関する計画について」真ん中あたりの3でございますが、「その他生活環境保全上の意見」となっております。

まず、1の(1)の「処理方法」につきましては、利害関係者等から、「わずかでもP C B 及びダイオキシン類が外部に放出されると環境に影響を及ぼす」との御意見がありました。が、専門家委員からは「処理概要等を検討した結果、問題は見受けられず、適切に管理すれば十分に実施可能である」との御意見をいただいております。

また、(2)の「構造及び設備」につきまして、利害関係者等から「どんな地震にも耐え、

絶対に外部に洩れない構造とし、何重にも万全な安全対策を求める」との御意見がありましたが、専門家委員からは、大地震に対する施設構造及び配管設計は、漏洩しない対策が講じられていること、万が一漏洩した場合の管理体制も確立されていることを確認されており、主要建築物の設計は、官庁施設の総合耐震計画基準に定められた最上級、すなわち通常の耐震基準の 1.5 倍の安全設計を行っており、また、タンク・配管設計は、消防法の基準の 1.5 倍の地震力に対する設計法を適用しており、安全性は確保されていると判断できる、などの御意見をいただいております。

次に、(3) の「生活環境への負荷」に関するものとしまして、利害関係者等の御意見の多くが、「住宅地に近接しており、もっと適地を探すべきである」というものでございます。

これにつきましては、産業廃棄物処理施設の設置許可申請の審査は、廃棄物処理法に照らして適正かどうかを判断するもので、場所の選定の経緯や他の場所での設置の可能性を判断するものではないこととなっております。

なお、中国電力が本計画地を選定した理由は、同社が保有する P C B のほとんどを広島市内に保管していることから、運搬中のリスクを軽減するため、広島市周辺の同社保有地のうち一定面積を確保でき、市街化区域内で工業地域又は工業専用地域である用地を探した結果と聞いております。

しかし、この計画地は、住宅地などに近いことから慎重かつ厳正に審査をした結果、周辺地域の生活環境の保全に関し、適正な配慮がなされていると判断しております。また、「どんな排気、排水も許せない。もし仮に排出するようであれば毎日測定をすべきである」との意見がございました。

また、専門家委員からは「排気中のダイオキシン類濃度の排出予測値は、現在、我が国で最も厳しい廃棄物処理施設からの排出基準を下回っていることから、環境への負荷は小さいと判断される」との御意見がある一方で、「大気汚染の拡散手法、モデルに問題がある」との御意見もいただいております。これにつきましては、先ほど資料 4 の 2 の環境影響調査で御説明をいたしましたように、理論上考えられる最も悪い条件下での検討を追加で行っております。

なお、本市といたしましても、拡散予測濃度の検証につきましては、施設建設後、試運転の段階で確認することとしております。また、専門家委員から「大気モニタリングの徹底や複数の測定業者によるクロスチェックなどによる施設の適正管理を徹底すべきであ

る」との御意見をいただいております。

これにつきましては、大気モニタリングは、複数の分析機関によるクロスチェックを実施する。また、先ほど資料４の１で御説明いたしましたように、更なる安全施策として常時モニタリングを実施することとしており、専門家委員の御意見は反映されているものと判断しております。

２ページの、２の（１）の「維持管理計画」につきましては、利害関係者等から、「排出物の測定結果などを、インターネットなどを利用して、リアルタイムに情報公開すべきである」との御意見をいただいておりますが、これにつきましては、中国電力では、「モニタリング結果等については安全性確認委員会及び本市への報告の外にインターネット上でも公表するとともに、安全性確認委員会の中で情報公開の方法につきましても検討している」となっております。

また、（２）の災害防止につきましては、利害関係者等から「危機管理体制及び緊急時対応体制を明確にすべきだ」との意見がありました。これにつきましては、先ほど資料４の１で説明させてもらったように、中国電力の全社内では管理体制等が改善される計画となっております。

３のその他生活環境保全上の意見に関しましては、専門家委員からは「操作を行う者の教育訓練が大事である」、「住民や専門家の意見を聞く場が必要」との御意見をいただいております。これらにつきましては、事業者において適正な人員配置と教育訓練にも十分配慮すること、また、定期的に安全性確認委員会を開催することになっており、本市としても、安全性確認委員会と連携を密にし、適正な維持管理と安全管理を指導することとしております。

なお、専門家委員からは「日本環境安全事業株式会社が行う北九州事業は、国の行う処理事業の雛形となるものであるが、その具体的な安全設計の内容と比較いたしましても、施設的には問題ないと思われる」などの御意見をいただいております。

また、利害関係者等から、「ＰＣＢ処理完了後の、処理施設解体時の環境汚染が懸念される」との御意見がありましたが、これにつきましては、施設を解体する場合には、機器等を洗浄しＰＣＢを除去した上で解体されるが、解体後の土壌を含め、本市としても汚染がないことを確認することとしております。

続きまして、地元の状況につきまして御説明いたします。

本市としましても本施設が市内で初めての施設であり、地域住民の不安等も大きいこと

から、これまで事業者に対しまして地元住民に環境上の配慮や十分な事故対策等について誠心誠意説明を行い、地元住民の理解形成に努めるよう指導してまいりました。

また、この施設の設置につきましては、周辺住民などの方から多数の反対署名をいただいておりますが、中国電力では、地元住民の理解を得るためにP C B 処理施設の概要等につきまして、平成14年6月以降、本施設の西側に位置する宇品東地区、入江をはさんだ丹那町内会と大河漁協、広島市漁協に対し再三説明会を開催しております。

このような状況で、宇品東地区では、「施設設置には必ずしも賛成しているものではないが、国策としての施設の必要性は理解できることから、十分な環境対策、安全対策を行うことにより、事業者が許可を受けて施設を設置することは、やむを得ない」との意向であると聞いております。

このことから、昨年5月13日に宇品東社会福祉協議会と基本協定の締結に至ったことを確認しております。

なお、都市計画審議会への協定書の提出につきましては、地元との協議の中で「地元としては、協定書は施設設置の合意文書ではなく、これからも引き続き事業者と協議していく前提で、地元の自衛策として施設の安全性、環境面等について協議したことを文書にした民々間の契約であることなどから、協定書そのものを都市計画審議会に提出することは難しい」との意向でございました。

本市といたしましても、建築基準法及び廃棄物処理法による添付図書としての位置付けのない協定書の提出を強制することはできませんが、地元の状況を委員の皆様方に御理解していただくためには、協定の概要を説明する必要があると判断し、当事者双方と度重なる協議を行い、また、本審議会の会長、副会長さんとも協議をさせていただいた結果、協定の要旨を記載したものを本審議会に提出させていただくことにいたしました。

協定の要旨につきましては、資料4の4のとおりでございます。その内容は、施設の設置及び運営について、今後も引き続き協議を行うということを本旨とし、基本的事項として今後の「リスクマネジメント」いわゆる「危機管理」を中心に

- 1 施設の安全な運転の確保
- 2 施設の運転状況のチェック体制
- 3 情報公開の方法・内容
- 4 事故時の対応
- 5 その他

について記載されております。

また、丹那地区につきましては、平成15年8月に、丹那町内会や地区社会福祉協議会が中心となって「PCB処理施設計画・対策委員会」を設置し、関係住民約3,000名の反対署名が提出されました。また、この他にも平成15年12月5日から昨年の8月13日までの間に約4,200名の反対署名が提出されております。

しかし、一方で「PCB処理施設計画・対策委員会」では、その後、宇品地区と同様、事業者による説明会や学識経験者を招いて勉強会を開催するなど、本施設に関する協議・勉強を重ねてこられました。

その結果、「施設設置に賛成しているものではないが、施設の必要性については理解できるので、市が許可した場合には、施設を設置することは、やむを得ない」ということで、市の許可後には安全な運営管理がされるよう協定の締結にも応じるとの意向を確認しております。大河漁協並びに広島市漁協につきましても、直接各団体に聞き取りを行った結果、丹那町と同様の状況であることを確認しております。

これで資料4の1から資料4の4までの説明を終わらせていただきます。

また、資料4の5といたしまして、昨年8月11日の前回の審議会で資料3として提出しておりましたが、この資料の2の経緯の中で、誤解を招く表現がありましたので修正をさせていただきました。資料4の5の左下、枠の中の記載で二重線のアンダーライン部分についてでございます。

まず「情報の出所」を明確にするため、括弧書きで中国電力㈱からの情報、と追記いたしました。

また、協定を締結している宇品東社会福祉協議会以外につきましては、「基本協定に関する最終合意」という表現としておりましたが、表現としては適切ではなかったことから記載内容を「施設設置に関する協議は終了」と修正させていただきました。資料4の5につきましては以上でございます。

広島市といたしましては、この申請のあった施設の敷地の位置につきましては、これまで、御説明いたしましたとおり、本市域での位置、用途地域、周辺の土地利用状況、施設内容、搬出・搬入車両の経路、環境対策、地域での理解などを総合的に検討いたしました結果、都市計画上支障がないものと考えております。

第7号議案の説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 ただ今の第7号議案につきましての御意見等がございましたら。

○委員 えー、最初に説明いただきました資料4の1についてですが、特にあの平成16年9月7日の台風による事故ということは、この前の審議会以降に起きたことでありますが、それについて危機管理体制をどうするかということで、この資料4の1が提出されていると思いますが、まず、上のほうの「台風襲来事故発生2ヶ月間知らなかった」という、これ自体が青天の霹靂と言わざるを得ないと思います。PCBが有害物質であるという認識がそもそも足りないんじゃないかと思う。

それはそれで住民の通報により知ったということでもありますけれども、私はそれ以上に大きな問題はですね、16年11月26日に海中の変圧器を全数回収し安全性の確認を事故後、報道発表したとあるんですけど、これはですね、これが事実だとすると驚くべきことでありまして、安全性の確認を事故後、報道発表したと。これは安全性が確認できなかったら事故を報道しなかったんでしょうか。これは言葉尻を捉えているように思われるかもしれませんがけれども、私は違うと思います。つまり、ここにはですね、情報公開の原則が全然履行されていなかったわけです。今でもそうだと思います。

先ほどの説明では、中電のほうでPCBの検出はなかったというかできなかったっていうか、というような説明があったと思いますけど、いわゆる説明責任という話でいえば、この事故が起きた海域の調査は第三者機関がやってしかるべきだと思うんです。これ中電がいつどのように調査したのかということも全然明らかになっていないんですが、私がある専門家に聞いたところでは、この変圧器が転落した海域は今でもかなりの濃度のPCBが検出されるだろうと言ってます。つまり、この資料4の1全体を通じて、情報公開、あるいは説明責任と言いますか、そのことはきちっとEMSを構築するとありますけれども、ここでもPCB機器の輸送とそれから常時モニタリング測定記録とありますし、それから安全性確認委員会みたいなのを書かれていますが、住民への広報、あるいは説明と言いますかね、そのことがきちっと位置づけられていないように思うんです。

さっきの安全性の確認を事故後、報道したっていうことに戻りますけど、昨日ですか、スマトラ沖でまた巨大地震が発生しましたが、地震が起きたときにですね、津波の被害があるかどうか確認して、それから住民に知らせますかね。津波の発生の危険性が予知されたらすぐ住民に知らせるわけでしょう。津波が高さ10mか2mか1mか確認してから住民に知らせますかね。そういう意味でいいますと、海中の変圧器が落ちたときに、安全性を確認してから住民に知らせるということ、あるいは報道機関に知らせるということ。

とても安心して、何ていうか、危機管理を任されるようなシステムが確立していないと、この資料４の１の説明で。そのあとの資料の説明でもそうです。大変その辺に不安を感じました。以上が意見です。

それで、今のところをちょっとあれしますと、要するに変圧器の転落事故が起きた海域の第三者機関によるチェックが、私は今でも必要ではないかというふうに考えております。

それから、二番目はちょっと質問なんですけれども、一番最後の資料４の５で説明されましたように、先ほど中国電力からの情報ということで囲みのところが説明されましたが、その上にあります平成１６年の２月と４月の専門委員による現地視察と意見聴取というのは、先ほどのこの資料にあった専門委員の先生方のことでしょうか、資料４の３にあった。

○事務局（建築指導課長） はい、そうでございます。

○委員 はい。以上でございます。

○会長 はい、どうぞ。

○事務局（産業廃棄物指導課長） 坂町の転落事故につきましては、誠に私どもも中電に対して厳しい指導を行ってきたところなんです、委員の言われました坂町での海域でのＰＣＢにつきましては、また第三者機関による調査というのを検討を指導させていただきます。以上です。

○委員 もう一回、ちょっと繰り返してください。

○会長 もう一回、はっきり答えてください。

○委員 ゆっくり。

○事務局（産業廃棄物指導課長） 坂町での転落の海域につきましては、再度ＰＣＢ等の濃度の調査をやらせていただきます。以上です。いえ、やらすように指導させていただきます。

○委員 第三者機関にですか。

○事務局（産業廃棄物指導課長） はい。

○委員 分かりました。

○会長 他にございますでしょうか。

ないようでございますが、それでは、ただ今の、委員からの意向等は確実に受け止めて、今の公言どおりにやっていただくということにいたしまして、第７号議案につきましては、原案どおり許可することを適当と認める旨、市長へ答申することとしてよろしゅうございますでしょうか。

○委員全員 異議なし。

○会長 異議なしと認めます。

○会長 それでは、第 8 号議案につきまして、事務局の説明を求めます。

○ 事務局（建築指導課長） それでは、引き続き第 8 議案につきまして説明をさせていただきます。

本件は、建築基準法第 5 1 条ただし書きの規定に基づきます建築許可に係る一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の敷地の位置について御審議をしていただくものでございます。

本施設につきましては、民間の施設であり、長期的観点に基づく都市計画決定になじまないことから、前の議案と同様、建築基準法第 5 1 条の適用につきましては、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が、都市計画上支障がないと認めて許可に値するものとして、本都市計画審議会にお諮りするものでございます。

本件と同様の事例といたしましては、平成 1 4 年 1 1 月に御審議をいただいた中区江波の株式会社ダイヤエコテック広島という廃プラスチック選別圧縮梱包施設がございます。

それでは、前面のスクリーンにより御説明をさせていただきます。

まず、事業の概要につきまして説明させていただきます。

今回の施設は、家庭から排出されるペットボトルやプラスチック製容器包装、事業活動に伴い排出される廃プラスチック類及び港湾関係者から排出される廃プラスチック類を、以下これらは「廃プラスチック類等」と略称させていただきますが、選別、破碎、溶融、圧縮・梱包の処理を行い、プラスチック再生材料として加工する処理施設でございます。

続きまして、計画の場所につきまして御説明をいたします。

計画場所は、安芸区の西側で、瀬野川に沿って広島湾に面したところに位置しております。

御覧いただいているのは、計画地周辺の用途地域でございます。赤色で示している計画場所、安芸区船越南五丁目 1 3 番街区は準工業地域に位置し、基準建ぺい率は 7 0 %、基準容積率は 200%となっております。

また、県が管理する港湾の臨港地区内で商港区に指定されております。

施設への経路は、幹線道路であります一般国道 2 号線から幅員 5.4m から 7.1m の市道安芸 3 区 141 号線及び市道安芸 3 区 123 号線を経由し、幅員 7 m の臨港道路を通って施設に至ることとなります。

計画施設の周辺の土地利用状況は、東側は瀬野川に面しており、西側の道路向いには、本申請者の廃棄物処理施設が既に稼働しております。また、南側は現在、空地となっており、北側には住宅 1 戸と広島市中央卸売市場東部市場がありますが、その他はほとんどが工場等でございます。

現地の状況写真を御覧いただきます。赤色で囲んでいる場所が計画地でございます。

では、施設の概要につきまして御説明いたします。

赤い線で示している場所が計画場所となっております。青い線で示している場所が、先ほど御説明いたしました本申請者の既存の廃棄物処理施設の位置でございます。図面の右斜め上が北、下が瀬野川となっております。

敷地面積が 3,924 m²、建築面積及び床面積が約 1,845 m²、構造は鉄骨造平屋建て、建ぺい率及び容積率は約 47% となっております。また、処理能力は 1 日当たり最大 45 トンでございます。

本施設の廃プラスチック類等の処理の流れにつきまして御説明いたします。

本施設は、大きく分けまして、廃プラスチック類を貯留する原料ヤード、選別・破碎・圧縮梱包、熔融処理を行う選別処理室及びプラスチック原材料を貯留する製品ヤードとなっております。

搬入車両は敷地北西側の門より原料ヤードに入り、荷降ろし後、選別処理室を通り、製品ヤードで荷積みをし、南西側の門より退出いたします。

引き続きまして、本施設での廃プラスチック類の処理方法につきまして御説明いたします。

家庭の廃プラスチック類は、御覧のような状態で見られ、不適物が除去され、機械により梱包処理されたものを、事業者において原料ヤードに搬入します。これを選別処理室に投入し、選別、破碎、洗浄、熔融、圧縮・梱包いたします。まず、素材別に 5 種類程度に手作業で選別いたします。次に、選別された素材ごとに左から破碎、洗浄、乾燥を行い、そのうち一部は熔融いたします。

処理されたものは、下の写真のように、左からフレーク状、顆粒状のもの、また熔融処理したものをそれぞれ袋につめて梱包いたします。処理されたこれらのプラスチックの原材料等は、製品ヤードに一時保管し、再商品化事業者へ販売することになります。

なお、産業廃棄物の廃プラスチック類につきましては、搬入される廃プラスチック類の状態は違いますが、本施設内での処理方法は同じ方法でございます。

続きまして、この施設の稼働に伴い搬出入経路に新たに増加する交通量につきまして御説明いたします。

施設への搬出入は、月曜日から土曜日で10トン車両、4トン車両などにより行います。新たに増加する搬出入車両は1日当たり往復で44台を、また、施設従業員の通勤車両は40台を加え、合計84台を想定しております。

この交通量増加による影響でございますが、まず、幹線道路であります一般国道2号線は平日の昼間12時間で約5万台の交通量があり、影響はほとんどないものと考えます。

次に市道安芸3区141号線及び市道安芸3区123号線でございますが、これにつきましては2箇所です。1日当たりの交通量調査を行っており、A地点1,039台、B地点996台の交通量があり、増加率は現在の約8%程度となっております。

本施設の稼働による交通量の増加は、本市道の可能交通容量の範囲内であり、支障ないと考えております。

本施設の設置については廃棄物処理法に基づき、事業者が「生活環境影響調査」を実施しておりますので、この調査結果につきまして御説明をさせていただきます。

なお、本施設の稼働時間は、午前8時から午後8時までで、休憩時間2時間を含んでおりますので、実質10時間の稼働となっております。

生活環境影響調査は、前の議案と同様の方法で実施しておりますが、本調査では、施設の稼働に係る「大気汚染」「騒音」「振動」及び「悪臭」の4項目について実施しております。この将来予測結果と環境基準等と比較して評価しておりますが、いずれの項目におきましても、環境基準等を満足する結果となっております。

また、廃棄物運搬車両等の走行に伴います大気質、騒音、振動につきましては、現況交通量に対し新たに発生する廃棄物運搬車両等による増加は少なく、大気質、騒音、振動のいずれも増加はわずかであり、周辺的生活環境への影響はほとんどないと考えられます。

なお、本件の廃棄物処理法の許可に際しましては、前議案のPCB処理施設で必要とされております、許可申請書等の告示・縦覧、利害関係者等からの意見書の提出、専門的知識を有する者の意見の聴き取り、いわゆる「専門家の意見」は必要とされておられません。

次に景観対策につきまして御説明をいたします。

敷地の約20%を緑化する計画となっております。その位置を配置図で表わしますと、道路に面する部分と護岸に面する部分を緑化する計画でございます。

北側の道路より見た、本施設の完成イメージ図でございます。

最後になりましたが、地元への対応状況でございますが、事業者において地元町内会に対して説明会を開催し、施設の概要や生活環境影響調査の結果等について説明をいたしており、地元からは特に反対の意見はございませんでした。

また、直近の企業、海田市漁業協同組合にも同様の説明を行い、特に反対の意見はなかったと聞いております。

広島市としては、この申請のあった施設の敷地の位置につきましては、これまで、御説明してまいりましたとおり、本市域での位置、用途地域、周辺の土地利用状況、施設内容、搬出・搬入車両の経路、環境対策などを総合的に検討いたしました結果、都市計画上支障がないものと考えております。

以上で、第8号議案の説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 ただ今の第8号議案につきまして、御意見等がございましたらお願いいたします。

特に意見がないようでございますので、第8号議案につきましては、原案どおり許可することを適当と認める旨、市長へ答申することとしてよろしゅうございますでしょうか。

○委員全員 異議なし。

○会長 異議なしと認めます。

○会長 それでは、以上をもちまして、本日の審議会を終了いたします。本日は、大変お忙しい中、長時間にわたりまして御審議いただきまして、ありがとうございました。これをもって、審議会を閉会いたします。